

発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について（概要）

平成 19 年 4 月
経済産業省
原子力安全・保安院

1 経緯

- (1) 国は、平成 15 年に、電力会社の不正問題を受けて、原子力発電の検査制度の抜本的強化を図った。一方、昨年秋、電力会社において、データ改ざんが次々に明らかとなってきたことを受け、甘利経済産業大臣の指示に基づき経済産業省は、昨年 11 月 30 日、全電力会社に対し、すべての発電設備について、過去に遡りデータ改ざんや必要な手続きの不備その他同様な問題がないかの総点検を行うよう指示した。
- (2) これを受け、平成 19 年 3 月 30 日に各電力会社から総点検の結果について報告がなされ、また、同年 4 月 6 日には再発防止対策が報告された。

2 総点検のねらい

この総点検のねらいは、次の 4 つである。

- (1) 過去の不正を前提に記録を改ざんし続けていくという悪循環を断ち切ること。正しい記録を残すため、過去に遡って不正を清算しておくことが必要である。
- (2) 不正を許さない仕組みを構築すること。基準などから逸脱したことがあった場合でも、その事実を改ざんしたり隠したりすることなく、正確な情報を、逸脱した原因や評価結果とともに開示していくよう、仕組みを作り上げることが必要である。
- (3) 事故やトラブルの情報を共有し、再発防止に活かすこと。個々の事故やトラブルについて原因を究明し、再発防止対策を講じ、かつ、その情報を他社も含めて共有することにより、安全性を一層向上させる。
- (4) このような活動を着実に進めていくことにより、電力会社の体質を改善すること。電力会社の体質を改善し、公益事業者として、安全確保を大前提に、電力を安定的に供給していく基盤を強固なものにする。

3 総点検の結果等に対する評価

3.1 総点検の結果に対する評価

- (1) 今回の総点検の結果については、原子炉等規制法及び電気事業法への抵触の有無と同法が確保しようとする安全が損なわれたかどうかという観点から評価区分を設け、
、
及び
とした。
(別紙1)
- (2) 評価の対象とした316事案(電気事業連合会の集計では309事案)を評価した結果、評価区分
が50事案、
が104事案、
が149事案、
が13事案であった。
- (3) 評価区分
、すなわち、法令に抵触し安全に影響があったものは、原子力では、北陸電力(株)志賀原子力発電所1号機の臨界事故の隠ぺい、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所1号機のポンプ起動の不正表示など合計11事案であった。(別紙2)
水力では21事案、火力では18事案であった。
- (4) なお、原子力について、平成15年10月の新たな検査制度の適用開始以降に、法令に抵触するデータ改ざんは報告されていない。

3.2 再発防止対策に対する評価

- (1) 各社の再発防止対策によれば、今般の総点検を受けて、コンプライアンス・企業倫理の徹底、不正事案を見出すための仕組みの構築・強化等を図るとしている。
- (2) また、社内外のコミュニケーションの推進や「原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)」を活用した情報の一層の共有化を図ることとしている。
- (3) 各社の再発防止対策については、再発防止をより確実なものとし、安全確保に万全を期すため、実現可能性を考慮した行動計画の明確化、具体化が必要である。

4 . 今後の対応

今回の総点検の結果を踏まえた今後の対応については、総点検の4つのねらいを踏まえ、過去の不正を遺憾とするにとどまらず、今後の発電設備の安全確保の向上に具体的につながる対応とする。(30項目)

(各文末の番号は別紙4の今後の対応の番号である。)

4 . 1 . 行政処分と総点検結果を踏まえた特別な対応 (別紙3参照)

(1) 評価区分 とされた7原子力発電所(9プラント)について、再発防止の観点から、重大事故が経営責任者に直ちに報告がなされる体制を構築するなどの保安規定の変更を、原子炉等規制法第37条第3項に基づく行政処分として命令することとする。(別紙4(1))

また、これらの原子力発電施設については、定期検査に加えて特別な検査を実施し、追加的な時間をかけて厳格に安全を確認することとする。さらに、原子力安全・保安院の特別原子力施設監督官が当該原子力発電所の特別な監視・監督を行う。(別紙4(6)、(7))

(2) 水力、火力分野について、評価区分 に該当する9電力会社については、再発防止の観点から、主任技術者が保安の監督を行う責務を十分に果たすことができるようにすることなどの保安規程の変更を、電気事業法第42条第3項に基づく行政処分として命令することとする。(別紙4(2))

(3) さらに水力分野のうち、2発電所については、現在においても技術基準に適合していないことから、発電所を止めて修理を行い、技術基準に適合させるよう、電気事業法第40条に基づく行政処分として命令することとする。(別紙4(3))

また、今回の総点検まで安全上の問題が確認されない行為が継続していた水力、火力発電所(125水力発電所、5火力発電所の計130発電所)に対しては、技術基準の適合状況の確認の観点から電気事業法第107条に基づく立入検査を実施する。

4 . 2 . 電力会社及びメーカーに対する要求

(1) 各電力会社が、再発防止対策を具体的に実現していくために、時間軸の入った行動計画等を策定するよう求める。(別紙4(4))

(2) 原子力の各主要メーカーが、原子力の安全水準の向上のための情

報共有の仕組みを含めた行動計画を策定するよう求める。(別紙 4 (5))

4.3. その他の対応

(原子力)

- (1) 原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底(別紙 4 (9))
- (2) 原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備(別紙 4 (12))
- (3) 制御棒引き抜け等の報告義務化(別紙 4 (13))
- (4) 原子力発電施設の保安検査の結果の公開(別紙 4 (14)) 等

(水力、火力)

- (1) 立入検査の実施(別紙 4 (21))
- (2) 電気事業法に基づく保安規程の記載内容の充実(別紙 4 (22))
- (3) 火力、水力に係る規格基準の見直し(別紙 4 (25)) 等

総点検結果に対する評価基準と評価結果

保安院の評価基準

区分	保安院評価区分
	原子炉等規制法又は電気事業法が安全を確保するために設けている規制に抵触し、同法が確保しようとする安全が損なわれたもの又は損なわれたおそれのあるもの
	原子炉等規制法又は電気事業法が安全を確保するために設けている規制に抵触したが、当該抵触によって直ちに安全が損なわれなかったこと又は損なわれるおそれがなかったことが4月20日までに確認又は評価されているものの、コンプライアンスの観点からは問題があったもの
	原子炉等規制法、電気事業法以外の法令等（電気事業法が電力の安定的・効率的な供給の観点から設けている規定を含む）に抵触したものであって、コンプライアンスの観点からは問題があったもの
	その他（誤記等）

評価結果

評価区分	原子力	水力	火力	計
	11	21	18	50
	38	22	44	104
	40	45	64	149
	9	0	4	13
計	98	88	130	316

水力は、東京電力の報告において電気事業連合会の集計に含まれていない事案があり、保安院はこれら7事案も含めて評価した。

原子力において区分 と評価した11事案の一覧

電力会社名	プラント名	時期	概要
北陸電力	志賀 原子力発電所 1号機	平成11年6月	原子炉停止中に発生した臨界事故(定期検査期間中) 定期検査期間中に、水圧制御ユニットの隔離作業の不行により、3本の制御棒が引き抜けたため臨界事故が発生した。本件について運転日誌等を改ざんし、法令で求められる国への報告も行わなかった。さらに、原因究明と再発防止対策も講じなかった。
東京電力	福島第一 原子力発電所 3号機	昭和53年11月	制御棒引き抜けに伴う原子炉臨界と運転日誌等の改ざん 定期検査期間中に、水圧制御ユニットの隔離作業の不行により、5本の制御棒が引き抜け、臨界状態に至った。その時の当直は臨界発生の認識がなく特段の対応をとらなかったため、7時間半にわたり臨界状態が継続した。また、運転日誌を改ざんし、事実を隠した。
	福島第二 原子力発電所 4号機	昭和63年10月 ~ 平成2年1月	制御棒駆動機構の工事計画及び使用前検査の不正 制御棒駆動機構(CRD)の単体でのスクラム試験において、CRD1体に不具合が生じたため、当該のCRDの取替工事を行うこととしたが、工事計画届出を行わなかった。その後、CRDの使用前検査を模造品で受検する等の不正も行われた。
	柏崎刈羽 原子力発電所 1号機	平成4年5月	残留熱除去冷却中間ポンプ(A)起動の不正表示 残留熱除去冷却中間(RHIW)ポンプ(A)の電動機が故障していたにもかかわらず、中央制御室の表示灯には起動しているよう不正表示して、非常用ディーゼル発電機等の検査を受けた。その後、保安規定で要求されている他系統の健全性を確認することなく、原子炉を起動させた。
中国電力	島根 原子力発電所 2号機	平成10年5月	ディーゼル機関冷却水漏れの補修に際しての他系列作動の未確認 定格出力運転中、非常用ディーゼル発電機1系列が使用不能であったにもかかわらず、運転を継続する上で保安規定で要求されている他系列についての試験を行ったことの記録を確認できなかった。
	島根 原子力発電所 1号機	平成13年6月	高圧注水系主塞止弁(HPCI MSV)開不良時の補修に際しての他系列作動の未確認 定格出力運転中、主塞止弁が開不良であったため補修が行われたが、運転を継続する上で保安規定で要求されている代替の非常用炉心冷却系が動作可能であることの確認を行ったことの記録を確認できなかった。
日本原電	敦賀発電所 2号機	平成6年1月	非常用ディーゼル発電機の気密性を持たせるための部品(ガスケット)交換工事に際しての他系統作動の未確認 非常用ディーゼル発電機の冷却水系統に漏水が発生したが、他系統の健全性を確認せずに運転を継続した。
	敦賀発電所 1号機	平成7年9月 ~ 平成12年3月	復水貯蔵タンクの外面腐食事象の隠ぺい タンク下部の腐食により板厚が工事計画認可申請書に記載されている必要最小肉厚を下回ったが、必要な強度の確認をすることなく、タンク水位を下げてそのまま継続して使用した。
	敦賀発電所 2号機	平成8年4月 ~12月	一次冷却材の微少漏えい事象発生時期の隠ぺい 格納容器内の配管に漏えいを発見した際に、運転を停止して補修すべきところ、その事実を隠ぺいし、約8ヶ月間程度、その状態で運転を継続した。
	敦賀発電所 2号機	平成9年7月	格納容器漏えい率検査における均圧弁に係る不正操作 原子炉格納容器漏えい率検査の実施に当たり、漏えいが特定された通常用エアロックの内側均圧弁の出口に、適切な社内手続きを経ずに閉止板を取り付け検査を受検した。その後、均圧弁を取り替えて原子炉を起動したが、事前に局部漏えい率試験を行わなかった。
	東海第二 発電所	平成13年以前	原子炉建屋ガス処理系機能検査における流量データの改ざん 非常用ガス処理系の機能検査において、風量が規定流量を満足しなかったため、計器調整で規定流量を満足しているようデータ改ざんを行った。

行政処分及び総点検を踏まえた特別な対応
 ()の番号は、30項目に対応する番号)

区分	項目	内容	対策
行政処分	(1)保安規定の変更命令 (原子炉等規制法第37条第3項) (原子力)	・経営責任者の関与を強めること ・原子炉主任技術者の独立性を高めること ・想定外の制御棒の引き抜けを異常発生時に位置づけること等	評価区分 の7発電所 ・北陸電力(株)志賀発電所(1号機) ・東京電力(株)福島第一発電所(3号機) ・東京電力(株)福島第二発電所(4号機) ・東京電力(株)柏崎刈羽発電所(1号機) ・中国電力(株)島根発電所(1号機、2号機) ・日本原子力発電(株)敦賀発電所(1号機、2号機) ・日本原子力発電(株)東海第二発電所
	(2)保安規程の変更命令 (電気事業法第42条第2項) (水力・火力)	・主任技術者の独立性を確保すること ・保安教育の充実を図ること ・工事計画の届出に係る手続を確認する体制を設けること ・適正な記録・保存がなされるようにすること等	評価区分 の9事業者 ・北海道電力(株) ・東北電力(株) ・東京電力(株) ・中部電力(株) ・北陸電力(株) ・関西電力(株) ・中国電力(株) ・九州電力(株) ・電源開発(株)
	(3)技術基準適合命令(電気事業法第40条) (水力)	水力発電所の運転を止めて、技術基準に適合するように修理等を行うこと	評価区分 のうち2発電所 ・東京電力(株)小武川第三発電所上米沢川ダム ・北陸電力(株)市ノ瀬発電所西谷ダム
総点検を踏まえた特別な対応	(6)直近の定期検査における特別な検査 (原子力)	・定期検査に加えて、特別な検査を実施 ・特別な検査では、原子炉停止中の安全装置の作動状態等について確認	評価区分 の7発電所(9プラント)
	(7)特別原子力施設監督官 (原子力)	・保安院で特別原子力施設監督官を発令し、特別な監視・監督を実施 ・定例試験への立ち会い、保安規定の遵守状況の検査を強化	評価区分 の7発電所
	(21)立入検査の実施 (水力・火力)	技術基準への適合状況を確認	水力125発電所 火力5発電所 (うち水力の7発電所については実施済み)

今後の対応(30項目)

1. 行政処分

- (1)保安規定の変更命令(原子力)
- (2)保安規程の変更命令(水力・火力)
- (3)技術基準適合命令(水力)

2. 電力会社への再発防止に向けた要求

- (4)電力会社の再発防止対策に係る行動計画の策定

3. メーカーへの安全向上に向けた要求

- (5)メーカーの安全性向上の行動計画の策定

4. 原子力分野の対応

- (6)直近の定期検査における特別な検査の実施
- (7)特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督
- (8)警報等印字記録(アラームタイパー)の原子力保安検査官による監視等
- (9)原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底
- (10)法令遵守体制等の保安規定への明確化
- (11)保安の措置のために講ずべき措置の追加
- (12)原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備
- (13)制御棒引き抜け等の報告義務化
- (14)原子力発電施設の保安検査の結果の公開
- (15)事故・トラブル情報の国際的な公開・共有の促進
- (16)制御棒引き抜け事象等に関する国際ワークショップの開催
- (17)原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)への登録の推進
- (18)検査制度見直しの一部先行実施及び充実
- (19)運転データ情報の監視

(20)情報へのフリーアクセスの確保

5 . 水力・火力分野の対応

(21)立入検査の実施

(22)電気事業法に基づく保安規程の記載内容の充実

(23)法令、技術に対する確実な教育訓練の徹底

(24)電気主任技術者等の役割の強化

(25)火力、水力分野に係る規格基準の見直し

(26)部門を超えた取組みの強化

(27)他社、他産業から得られた教訓の的確な反映

(28)保安規程等を遵守するための仕組みの検討

(29)事業者における保安活動を外部評価する仕組みの検討

(30)水力、火力分野に係る申告処理の充実

北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1 号機における平成 1 1 年の臨界事故及びその他の原子炉停止中の想定外の制御棒の引き抜け事象に関する調査報告書（概要）

平成 1 9 年 4 月
原子力安全・保安院

1 . 志賀原子力発電所 1 号機の臨界事故

1 . 1 事故の概要

- (1) 北陸電力志賀 1 号機第 5 回定期検査期間（平成 1 1 年 4 月～7 月）に実施していた原子炉停止機能強化工事において、同年 6 月 1 8 日、機能確認試験の準備として、制御棒の操作に係る弁を操作していた。その際、3 本の制御棒が部分的に引き抜け状態となり、原子炉が臨界状態になった。
- (2) 原子炉が臨界状態になったので、原子炉自動停止信号が発せられ、制御棒の引き抜けは止まったが、緊急挿入されなかった。作業のため閉めた弁を戻すことにより、3 本の制御棒が全挿入となったが、それまでに約 1 5 分を要した。

1 . 2 事故の原因

- (1) 定められた手順書に沿って作業を実施しなかったため、制御棒の引き抜け側に水圧がかかり、制御棒が引き抜けた。
- (2) 作業ミスの原因としては、試験全体の監督をすべき発電課が作業手順を把握しておらず、責任体制が曖昧なまま作業が進められたことがあげられる。
- (3) また、初めての試験に対する準備不足や手順書承認プロセスの問題もあった。

1 . 3 事故後の対応

- (1) 事故が収束した後、所長以下が集まって対応策の検討を行い、所長が、本事故について社外に報告しないことを決断した後、本店等との間でテレビ会議が行われ、ノイズである旨の報告がなされた。
- (2) 事故を隠ぺいするため、引継日誌に本事故を記載せず、また事故を隠すため中性子の記録チャートに点検と記載した。
- (3) 隠ぺいを行った背景としては、事故を公表した場合に志賀 2 号機の工程に遅れが出ることを懸念していたことが考えられる。

1.4 臨界事故の影響

- (1) 臨界時に原子炉内にあった燃料の健全性については、事故時の中性子データが十分でないため、北陸電力が解析により確認した。
- (2) 北陸電力が実施した解析は、普通の臨界の場合と即発臨界の場合の仮定をおき、得られている情報を基に厳しい条件を設定したものである。原子力安全・保安院としては、いずれの場合においても、燃料の健全性に影響を及ぼすものではなく、作業員及び公衆への被ばくはなかったと考える。
- (3) 本事故は、国際原子力事象評価尺度（INES）において、暫定的にレベル2と評価した。

1.5 法令上の問題点

- (1) 臨界事故について国へ報告しなかったこと、臨界事故について記録せず、また、データを改ざんしたこと、事故の原因究明と再発防止に取り組まなかったことなどが原子炉等規制法に抵触する。
- (2) また、原子炉主任技術者が誠実に職務を遂行しなかったことも原子炉等規制法に抵触するものである。

1.6 安全対策の総点検

- (1) 北陸電力が掲げる安全対策の総点検項目のうち、品質管理要領及び手順書の点検・改善については、原子力安全・保安院としてもその確実な実施を要求するとともに、実施状況を確認する。
- (2) なお、上記(1)の品質管理要領及び手順書の点検・改善のための作業プロセスについては、特別な保安検査において妥当なものであると確認した。

1.7 再発防止対策

- (1) 技術的な再発防止対策として、制御棒の引き抜けにつながる弁への施錠や注意書きの表示などの対策を既に実施した。
- (2) また、抜本的な再発防止対策については、「安全文化の構築」や「隠さない企業風土づくり」を目指し、21項目の対策が掲げられている。
- (3) 原子力安全・保安院は、北陸電力がこの再発防止対策を全社的に的確かつ確実に実施していくために、実現可能性を十分に考慮した行動計画を策定することを求める。

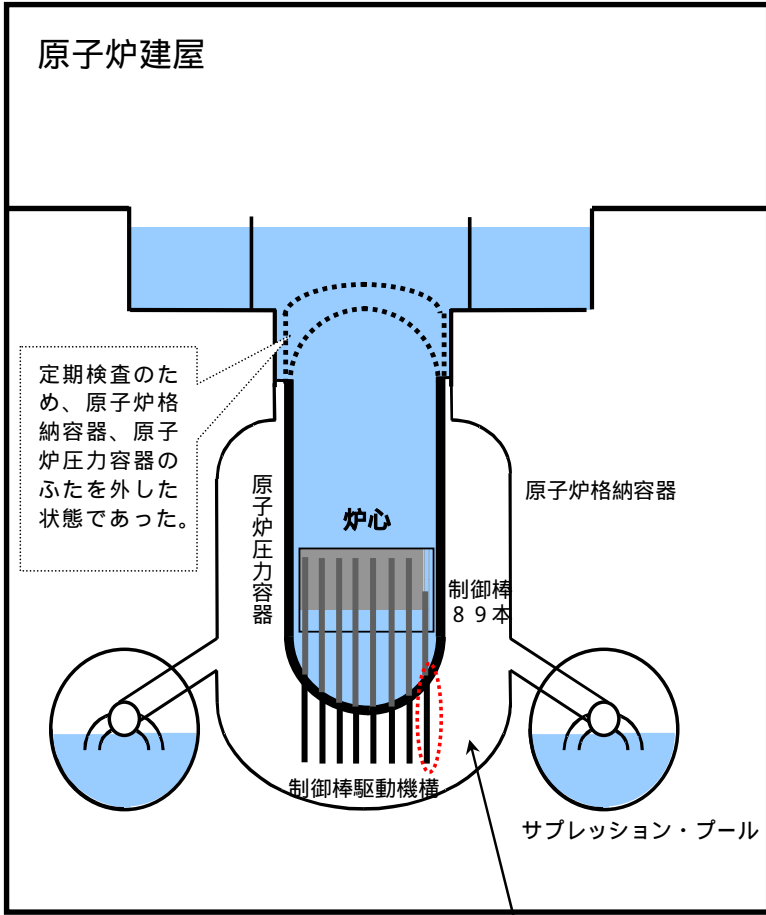
2 その他の原子炉停止中の想定外の制御棒引き抜け事象

- (1) これまで志賀1号機以外に9件の制御棒引き抜け事象が明らかになっており、うち7件は志賀のケースと同様に、制御棒駆動水圧系の不適切な操作により起こったものである。このうち、昭和53年に発生した福島第一3号機の事象では臨界が発生していた。また、残り2件は、不適切な電源操作により起こったものである。
- (2) これら類似事象が継続的に発生した原因としては、電力会社やメーカーの間で情報が共有されておらず、十分な予防処置が講じられていなかったことがあげられる。
- (3) このため、「原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）」による情報共有の強化や電力会社とメーカーがともに参画するBWR事業者協議会における情報共有活動の取組みが必要である。

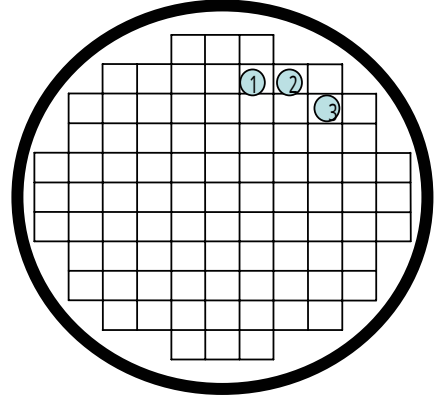
3 今後の対応

- (1) 北陸電力に対しては、安全対策の総点検の確実な実施と再発防止対策の具体化を求める。原子力安全・保安院としては、これらについて厳格に確認する。
- (2) メーカーに対しては、原子力安全にかかる情報を積極的に公開し、運転管理も含めた全体的な状況の把握と、発生した事象への十分な対応を求める。
- (3) 志賀1号機の臨界事故等の制御棒引き抜け事象に関する対応については、全電力会社からの総点検の結果も踏まえた原子力安全・保安院の対応として、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」に含めており、今後、これらを確実に進めていくことが必要である。

志賀 1 号機臨界事故の概要



制御棒位置図



【引き抜け状況】

制御棒 [26-39]

16ポジション (約1/3)

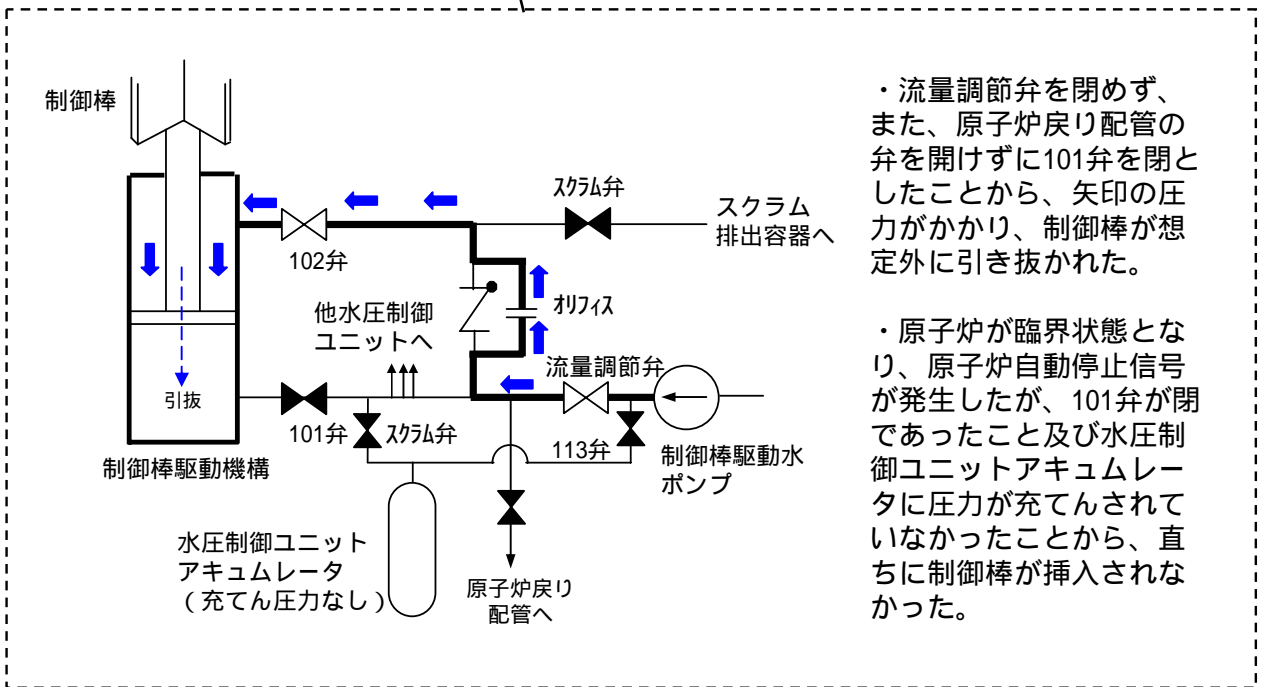
制御棒 [30-39]

20ポジション (約2/5)

制御棒 [34-35]

8ポジション (約1/6)

上記以外の制御棒は全挿入



制御棒引き抜け事象の一覧

	福島第一 3号機	福島第一 5号機	福島第一 2号機	女川1号機	浜岡3号機	福島第二 3号機	柏崎刈羽 6号機	福島第一 4号機	志賀1号機	柏崎刈羽 1号機
発生時期	S53.11.2	S54.2.12	S55.9.10	S63.7.9	H3.5.31	H5.6.15	H8.6.10	H10.2.22	H11.6.18	H12.4.7
電力会社	東京	東京	東京	東北	中部	東京	東京	東京	北陸	東京
引抜かれた 制御棒本数 (全制御棒本数)	5 (137)	1 (137)	1 (137)	2 (89)	3 (185)	2 (185)	4 (205)	34 (137)	3 (89)	2 (185)
臨界の有無	臨界	無	無	無	無	無	無	無	臨界	無

経済産業省

平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

東京電力株式会社

取締役社長 勝俣 恒久 殿

経済産業大臣 甘利 明

発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について
(嚴重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなった。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、嚴重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

なお、過去において、貴社の福島第一原子力発電所3号機、福島第二原子力発電所4号機及び柏崎刈羽原子力発電所1号機で原子炉等規制法又は電気事業法が確保しようとする安全が損なわれ、又は損なわれるおそれがあった事案があったことから、当省は直近の定期検査において特別な検査を実施することとした。ついては、定期検査の延長や前倒しについて対応することを求める。

また、該当する発電所に対しては、原子力安全・保安院から、特別原子力施設監督官を派遣して特別な監督・監視を行うこととし、加えて、特別な保安検

査を行うこととしたため、所要の対応を求める。

さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 原子力分野

- (1) 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
- (2) 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに係る法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起これないようにすること。
- (3) 原子力保安検査官に毎日の巡視点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイパー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存しておくこと。
- (4) 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
- (5) 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようにするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
- (6) 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
- (7) 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NUCIA）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有

を協力して行うこと。

(8) 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。

2. 水力・火力分野

(1) 電気事業法及びこれに関係する法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。

(2) 貴社における原子力、水力、火力等の部門間の情報共有を図り、安全確保に向けた対応能力の強化を図ること。

(3) 水力、火力における電力会社間の情報共有を進めるとともに、他社、他産業から得られた知見を貴社の安全確保に適確に活用する仕組みを構築すること。

経済産業省

平成 19・05・01 原第 4 号

平成 19 年 5 月 7 日

東京電力株式会社

取締役社長 勝俣 恒久 殿

経済産業大臣 甘利 明

保安規定の変更命令について

上記の件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 37 条第 3 項に基づき、下記のとおり命令する。命令の理由は、別紙のとおり。

併せて、変更した保安規定について、平成 19 年 7 月 31 日までに同条第 1 項の認可を受けるための申請を行うことを求める。

記

（福島第一原子力発電所）

1. 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようにするとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

2. 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けられる体制を確保するとともに、組織面、人事面等においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

3. 想定外の制御棒引き抜けの扱い

想定外に制御棒が引き抜けた場合が異常発生時に該当するように、保安規定を変更すること。また、異常発生時には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更すること。

(福島第二原子力発電所)

1. 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようにするとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

2. 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けられる体制を確保するとともに、組織面、人事面等においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

3. 保守工事に係る記録

作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保守工事に係る記録を追加するとともに、その記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるように、保安規定を変更すること。

その際には、法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録として保存するよう規定を整備すること。

(柏崎刈羽原子力発電所)

1. 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようにするとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

2. 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保するとともに、組織面、人事面等においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

3. 運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告

運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたときには、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更すること。

4. 保守工事に係る記録

作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保守工事に係る記録を追加するとともに、その記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるように、保安規定を変更すること。

その際には、法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録として保存するよう規定を整備すること。

(別紙)

命 令 の 理 由

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、より安全の確保を適切かつ確実なものとし、災害の防止を図るため。